

## 千葉市災害対策用防災被服等貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時及び防災訓練時等に着用する防災被服等（以下、「防災服」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(被貸与者)

第2条 防災服は、千葉市災害対策本部運営要綱第3条、第6条及び第13条に規定される次に掲げる者に貸与する。

- (1) 災害対策本部長
- (2) 同 副本部長
- (3) 同 本部員
- (4) 区災害対策本部長
- (5) 災害対策本部事務局長
- (6) 同 事務局次長
- (7) その他災害対策本部長が必要と認める者

(防災服の種類、制式及び貸与期間)

第3条 防災服の種類は、次のとおりとする。

- (1) 帽子
- (2) 防災被服（上・下）
- (3) 編み上げ靴
- (4) ベルト

2 前項に定める帽子、防災被服、編み上げ靴及びベルトの制式は、別表のとおりとする。

3 貸与期間は、原則として千葉市災害対策本部運営要綱第3条、第6条及び第13条により、前条各号に掲げる職に充てられる職に任命されている期間とする。

(防災服の着用)

第4条 防災服は、災害対策本部の職務の執行・防災訓練及び本部長が必要と認めたときに着用する。

(防災服の管理)

第5条 防災服は、これを貸与の目的以外に使用し、又はその他の処分をすることができない。

2 防災服は、被貸与者が最良の状態を保管しなければならない。

(事故報告)

第6条 被貸与者は、防災服を亡失もしくは汚損したとき又は、寸法が適合しなくなり使用できなくなったときは、ただちに危機管理課長に報告しなければならない。

(退職等に伴う防災服の取扱)

第7条 被貸与者が退職等により、第2条各号に掲げる職に該当しなくなったときは、防災服を危機管理課へ速やかに返納しなければならない。

(再貸与)

第8条 危機管理課長は、第6条の報告を受けた場合において、調査し必要と認めたときは、再貸与することができる。

(防災服に対する調査)

第9条 危機管理課長は、必要に応じ防災服の使用状況及び適応性を調査し必要な措置を講じなければならない。

附 則

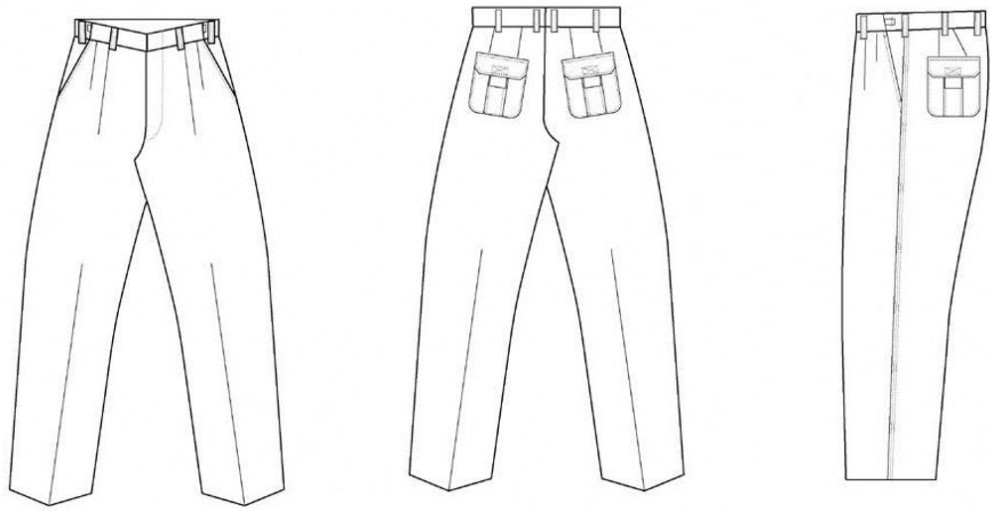
この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>帽子</p>	<p>色及び型式</p>	<p>色は紺色地で配色を施し、型式は前立・ひさし刺繍入りアポロとする。</p>
	<p>デザイン</p>	
<p>防災被服 (上)</p>	<p>色及び型式</p>	<p>色は紺色地で配色を施し、型式はカッターシャツ型、長袖カフス式、肩章付き前立ボタン付き（地質と類似色のボタン5個を1行に付ける）、左右胸ポケット雨蓋付き、背ヨーク付きとする。</p>
	<p>デザイン</p>	
<p>防災被服 (下)</p>	<p>色及び型式</p>	<p>色は紺色地で配色を施し、長ズボン、ウェスマン付ツータック、脇ポケットは斜め切替え、左右尻ポケット雨蓋付き、前開きファスナー仕立て、ベルト通し8本、裾口シングル、腰裏マーベルト使用（滑り止付き）とする。腰は伸縮性を持つ機能を有するものとする。</p>

	デザイン	
編み上げ靴	色及び型式	色は黒とし、革製の長編み上げとする。
ベルト	色及び型式	<p>防災被服（下）と同色又は同系色とし、ナイロン製の巾3.1cm以上でバンド通しに合うものとする。</p> <p>ベルト先端の金具及びバックルは鉄製クロームメッキとする。</p>